

## 第1回浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会会議録

|       |                                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 名 | 第1回浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会                                                                           |
| 日 時   | 令和2年5月12日（火）10時00分～11時30分                                                                           |
| 場 所   | 浜田市役所 第2東分庁舎2階南会議室                                                                                  |
| 出 席 者 | 委 員 6名（欠席者2名、代理出席者1名）<br>市 7名（事務局5名を含む）                                                             |
| 次 第   | 1 開会<br>2 あいさつ<br>3 委員紹介<br>4 議題<br>（1）委員長、副委員長の選出について<br>（2）「浜田市まちづくり総合交付金」について<br>5 意見交換<br>6 その他 |
| 会議資料  | 別紙のとおり                                                                                              |

（開会 10時00分）

### 1. 開会

#### 【事務局】

初めに「浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会」委員にご就任いただく皆様への委嘱状の交付については、皆様へ直接お渡しすべきところだが、時間の都合により、皆様のお手元への配付をもって交付に代えさせていただく。ご理解をお願い申し上げる。

また、任期については、本日から令和2年3月末日までとさせていただく。

### 2. あいさつ

#### 【事務局】

本日はお忙しい中、また新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されている中、ご出席いただき感謝申し上げます。現在のまちづくり総合交付金については、平成28年度に一旦制度の見直しを行い、当面5年間ということで運用している。途中、30年度に中間検証を行い、課題解決

特別事業の見直しを行った。当時の中間検証の時に残した課題等もあるため、今一度整理をしてより使いやすい制度になるように検討していきたいと思っている。委員の皆さんの忌憚のない意見をお願い申し上げる。

### 3. 委員紹介

～1人ずつ自己紹介～

#### 【事務局】

本日の会議については、9名の委員のうち7名の委員に出席いただき、過半数の出席となり、当委員会設置要綱第6条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告する。

### 4. 議題

#### (1) 委員長、副委員長の選出について

##### 【事務局】

当委員会設置要綱第5条の規定に基づき、委員長及び副委員長については、委員の互選によることとしている。委員の皆様からのご意見をお聞きする。

##### 【委員】

委員の中には初対面の方がいる。事務局の方から案はないのか。

～事務局から提案～

～拍手多数により委員長、副委員長選出～

～これより先は委員長の議事進行となる～

#### (2) 「浜田市まちづくり総合交付金」について

##### 【事務局】

資料1から資料5について説明。

##### 【事務局】

資料6について説明。

### 5. 意見交換

#### 【委員】

前回の中間検証にも参加して思ったが、高齢化割や中山間地域の加算については必ず検討してもらいたい。

#### 【委員】

どうしても人の少ない地域、高齢者の多い地域は負担が多い。そのあたりのことに配慮していただき、重点をおいて議論してほしい。

また、地域課題は簡単なものではなく、すぐに解決策が出てくるわけではない。そういった場合、お金の積み立てができれば、じっくり考えてから地域課題に対して使えるような場面もある。慌てて使って無駄遣いするのではなく、じっくり使うことができるシステムを考えてほしい。

#### 【委員】

資料5にまちづくり推進委員会が36団体、単独自治会が98団体とあるが、交付金の総額の予算はどのくらいなのか。

#### 【事務局】

今年度の予算上では、1億800万円程度である。例年だいたい1億1,000万円を基準としており、世帯数が減ってきているためこのくらいの数字になる。令和元年度ベースでまちづくり委員

会に 8,400 万円弱が課題解決特別事業を含めて出ており、単独自治会は 1,000 万円強だった。団体数は多いが、活動費の上積みがないためこの程度の数字となる。8 割はまちづくり委員会へ交付している状況である。まちづくり委員会と単独自治会を足しても約 9,500 万円となり、予算としては 1,000 万円くらいさやがある状況である。

#### 【委員】

少し安心した。この財源には過疎債を充てているということであるが、過疎債もふんだんにあるわけではない。市の計画でも他の事に使うような計画が出ているが、まちづくり交付金に影響があっては困る。委員としては、改正前の単価に戻してもらいたい気持ちがある。これから自治区制度を改正し、コミセン化され、ますます地域づくりをやっていないといけないため、まちづくり総合交付金は頼みの綱である。地域にはそれぞれ大きな課題があるため、交付金の役割は大きい。増額を前向きに考えていただきたい。

また、先ほどの委員の意見に疑問があるのだが、交付金を無駄遣いせず、有効に使うというのは理解できるし賛成である。ただ、地域課題が見つからないのに貯金しておくというのはどうなのか。もっと活動がしたいのにお金が足りないところもある。さしあたり課題が見つからず、使う予定のない団体は、お金の足りていないところに回してほしい。ただ、交付金額が偏ることのないように検討していきたい。

#### 【委員】

課題の捉え方もばらつきがある。他の団体の取り組みやどのようなことに交付金を使っているのかが見えていない。交付金の使途には、決まりがあるのでその中で活用をしているとは思っているのだが、それぞれのまちづくり団体が、設計書をつくって市に予算要求し、市が配分を決める。やはり各団体がそれぞれの事業計画を作成し、市へ予算要求するのが基本だと思う。

#### 【委員】

委員が言うように、それぞれの地域でいろんな活動を一生懸命取り組んでいる。ただ実際にどのような活動を行っているのはわかってはいない。他の団体の活動を参考にしながらいろんなことを議論していけたらよいのではないかという思いでいる。

あと、先ほどの委員の発言は、若干、私の思いと違っている。何でもかんでも貯金をしておこうということではなく、例えば、現行では、「20%以上の繰り越しが発生したら返還しなさい。」といった制度があるが、私たちの団体はお金が足りないため、儲けて自己資金を捻出している状況である。しかし地域によっては、課題解決特別事業を申請するまでではないがもう少しお金があればできる事業もあるため、次に備えることができる方法を考えるのも有りではないか、という考えである。

#### 【委員】

しても良いことと悪いことの判断がつかないことが多々あるため、各まちづくり組織や単独自治会がどういう活動をしたのか、みんなが広く理解するために、細かいところまでお知らせしてほしい。どこもそうだと思うが、地域の人全員が本気で協力してやっている状況ではないため、できても 3 つか 4 つの事業である。事業の選択をするにあたって参考とするために、どういう事業をしてどんな成果があったかを私たちにも知らせてほしい。

#### 【委員長】

今までに出た意見をまとめると、高齢化割や中山間地域への加算を検討してほしい、申請する時の負担が大きい、積み立て等できると良い、予算の維持・増額を検討してほしい、審査の基準の見直し、他の事例の情報を教えてほしい、といったところである。大まかにまとめるとこうなるが、他に意見はあるか。

#### 【委員】

改正検討委員会の要綱を見たが検討委員会なるものの権限がよくわからない。執行部から示されたたたき台について検討委員会で検討し、例えば金額の改正（予算の増額など）について委員

全員が賛成し、決まった場合はどう取り扱うのか。私たちは諮問機関なのか、それとも検討するだけなのか。

【事務局】

この検討委員会の位置づけだが、諮問機関ではない。制度の見直しを検討するにあたって、関係者や地域みなさんのご意見を聞く場として位置づけている。もちろん委員会として取りまとめをしていただいた意見については尊重し、制度改正にあたっての材料とし反映させていただきたい。だが市の補助金交付要綱の見直しということで、全体の予算の枠組みや財源の条件はあるため、最終的には改正検討委員会で出た意見をまとめて市に意見としていただき、可能な限り反映していければと思う。

【委員長】

できるかできないかというところはあるが、みなさんが考えておられることをしっかりと委員会として意見をまとめることが仕事である。

【委員】

財源が過疎債であるということについてだが、浜田市全体が過疎地域になったが、その中でも細分化すると違いがある。旧那賀郡が過疎債を使うのではなく、旧浜田市でもそれに準ずる地域はたくさんあるため、そのような地域にも配慮しながら、本来の過疎債が目指している姿に近づけていき制度を作っていきたい。

【委員長】

過疎債のあり方は、当初過疎債ができた時と変わっていると思う。次回、過疎債のことが分かる資料を用意していただき、もう一度確認したうえで検討していきたい。

【委員】

資料4によると、元年度は課題解決特別事業を8団体が申請されているが、どういう事業をされたのか説明してほしい。

【事務局】

今、元年度の実績を取りまとめているところで、事例集ができたらご案内する。今日は口頭で申し上げる。

～8団体の事業について、事務局、委員説明～

【委員長】

このような情報は共有していく必要があるように思う。地域の方は初めて聞かれたかと思うが、情報共有をし、「他がこのようなにしているのであればうちはこのように対策しよう」ということもできる。申請するハードルを下げるために、申請書自体も簡素化できるところは簡素化していくと同時に、このように情報発信もできればもう少し申請もしていただけるのではないかなと思う。

【委員】

課題解決特別事業のお金はモデル的に良ければ100万円以上出るのか。なぜ100万円以上出ている団体があるのか。

【事務局】

2つの事業の採択があったためである。

【委員長】

1件あたり100万円なので、例えば50万円と60万円の事業が採択になったら110万円分採択されたことになる。

【委員】

1つの組織が同じ年に何事業も申請して良いのか。

【事務局】

申請することができる。

【委員】

まちづくり委員会が交付金を受けて活動するので、本体そのものが直接利用するのが当たり前と思ってきたが、話を聞くと、別の組織に補助したり、賃金に充てたりしているところもあるということで、こうしたやり方が正しいのかどうか、もう少し細かく決めていかないといけないと思う。貰ったものを助成することは、私は原則アウトだと思うが、良いのであれば基準を明記してほしい。

【事務局】

みはしネットのことだと思うが、将来、役員になる人を育てていきたいという視点で、委員会の中の位置づけでやっていくものであり、独立した団体に補助するものではないと理解している。しかし、たしかに捉えようによっては曖昧なので、もしかしたら今回の議論の中で、使途が曖昧なため助成金の制限はいつそやめた方が早いではないかという意見もでるかもしれないが、この辺をまたご議論いただき、事務局の方でも考えていきたいと思う。

【委員】

補助を受ける団体が補助するというのは規範的におかしい。交付金なので線をしっかり引き、良い意味で厳しさをもたせる必要はあると思う。

それと、元の交付金制度は地域の住民と相談して、ある程度自由に使えるもののはずだが、だんだん制約があって難しくなってきた。地域に説明した時に面倒くさいなあとと言われ、せっかく手が挙がっていたものもできなくなる。使いやすくて気持ちの良いお金にしていきたいと思う。

【委員】

ヒアリングを受ける場合の審査員の構成基準についてだが、要綱、規約、選考基準はあるのか。

【事務局】

今5名の委員がおられ、具体的に役職を申し上げると、県立大学の先生から1名、同じ地域づくりの補助金を扱っておりプレゼン方式で審査しているということから、ふるさと島根定住財団の石見事務所長、県と市のつながりから県民センターの地域振興課長、中山間地域の課題が多いため県の中山間地域研究センターの研究員、公民館とまちづくり委員会のつながりが強いことから浜田市で社会教育アドバイザーをしていただいている先生といった、5名の構成となっている。

【委員】

良いメンバーだと思うが、地元の人にとってはたくさんの地域課題がある。その地元の課題を解決するために計画書を作って審査していただくということだが、具体的に言えば、私たちは地域の課題に対して、2回挑戦したが2回ともだめだったという実態もある。本当に地域課題について今の審査員にわかってもらえているのか疑問である。行政の方ばかりではなく、地域の方々の気持ちがわかるような審査員にしてもらうのはどうか。

【委員長】

課題の内容はたしかに重要ではあると思うが、私はまちづくり交付金にふさわしいかどうかということと、ちゃんと計画を立ててそれを実行する実行能力があるかどうかで審査したつもりである。課題を十分理解していないのではないと言われることもあるかもしれないが、あくまでも制度に沿ったものなのかどうかという点で審査をした。課題が分かる方も審査員のメンバーにいたのでバランスがとれているのではないと思う。

【委員】

地域のまちづくりに対して調査をとったかなどの指摘があったが、市場調査などできない。各まちづくりで積算して設計書を作って予算要求することで十分ではないか。課題になるかならないかはそのまちづくり委員会次第であるため、予算の中でしっかり事務局（まちづくり推進課等）の方が審査した中で、予算が足りなければ均等に分けるという形でできればそんな問題は出ないと思うがいかがか。

【事務局】

そういったご意見を含めて、事務局からもモデル的な案をいくつか次回以降お示しできればと思うので、参考にさせていただく。

【委員長】

今の委員の発言についてお伺いするが、審査を行わないということか。

【委員】

事業計画と予算計画を提出するので、それらからしっかり審査してもらえればと思う。ただ審査する過程で必要ならヒアリングを行えばいいし、特に金額が張るものはヒアリングをするのも良い。私たちが1番気にするのは、どんな項目にお金を使ったらいいのかであり、そこを会議の中でしっかり決めたい。そうすれば、これはダメでしょうと思うような計画は出てこないと思う。

【委員長】

他の委員がどう考えているかは分からないが、私は基本的には申請をされたものは採択をしたいと思っている。ただ、一応基準があるので、その基準に沿うか沿わないかで判断したつもりである。ぜひ通っていただきたい思いはあるが十分に伝わっていないのかもしれない。申請書を書く段階のサポートがもっと必要であり、そして通る申請書を書いていただくことが必要だと思う。

【委員】

厳しい不便な地域で課題を議論していく中で採算性とか費用対効果というのをよく耳にするのが、これは高いハードルである。難儀な課題にぶつかって行く時に、これを表に出されるとどうしても越えられない。浜田地域もそういう地域がほとんどだと思う。機械的事務的になると厳しい地域も多いと思うので、そういう点も含めながら議論を展開してほしいと思う。

【委員長】

少なくとも今回の審査で費用対効果は考慮に入れておらず、何度も言うができれば通ってほしい。交付金を支出するという観点で、交付金にふさわしいかどうかを基準として判断している。皆様に有効に使っていただきたいお金であるし、なるべく通っていただけるよう事務局にサポートしていただけるような体制を整える必要がある。気持ちよく使っていただいて、気持ちよくまちづくりをしていただける仕組みをここで議論する必要があると思っている。

本日のまとめだが、意見交換をして様々な課題があるということが皆さま感じられたのではないと思う。次回の会議では、今回の意見をふまえてさらに議論を深めていけたらと思う。本日出た意見については事務局にて紙ベースでまとめていただき、次回以降また議論していきたい。

## 6. その他

【事務局】

次回の会議は、6月12日（金）の15:00～16:30で、場所は第2東分庁舎2階南会議室の予定である。委員の皆さまには改めてご案内する

（閉会 11時30分）